

平成27年度第1回栗東市総合教育会議

開催日時 平成27年5月25日(月) 16:00～16:26
開催場所 栗東市役所4階第3・4委員会室
市長 議長 野村 昌弘
教育委員 委員長 森島 昭二
職務代理者 青地 優子
委員 池崎 忠夫
委員 内記 一彦
教育長 森本 明
事務局出席者 政策推進部長(南)、元気創造政策課長(國松)、元気創造政策課係長(秋田)
教育部長(田中)、教育部理事(野村)教育総務課長(片岡)、教育総務課長補佐(中井)

片岡教育総務課長

それでは、皆さん全員おそろいでございますので、ただいまから平成27年度第1回栗東市総合教育会議を開催いたします。

皆様方には御多用の中御出席をいただきまして厚くお礼いたします。

それでは次第に沿って進めてまいります。

まず最初に市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。御起立お願いいたします。

市民憲章につきましてはお手元次第に載せさせていただいております。私が前段朗読させていただきますので後段御唱和よろしくをお願いいたします。

市民憲章。わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。

一、教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。

一、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。

一、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。

一、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

ありがとうございました。御着席ください。

それでは、まず、市長から、御挨拶をよろしくをお願いいたします。

野村市長

改めまして、こんにちは。

第1回目の栗東市総合教育会議開催のお願いをいたしましたところ、教育委員の皆様方には御多用の中、また、お聞きしますと定例教育委員会のあとということで、大変お疲れの中にもかかわらず御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

平素、皆様方には、本市行政の推進、教育行政にありまして、子どもたちの教育の充実、発展並びに芸術・文化の振興に多大なる御尽力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

さて、昨年6月に成立公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されました。総合教育会議が設置されたものであります。総合教育会議を設ける趣旨は、市長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、より一層の民意を反映した教育行政を推進するためのものでありまして、この総合教育会議は、教育委員の方々から御意見をいただくことや、双方の思いや考えを出し合い議論を交わしていく、まさに横の連携を強化する狙いがあると思っております。

本年度施政方針におきまして、教育関係での対応といたしましては、学校教育の充実の観点から、地域の実態に即した教育環境の基盤づくりを進め、子どもたちが快適な学校生活を過ごせる対策を講じておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

本日、そして、今後もこの場が教育委員の皆様と私というか、本市の一層の理解を深める機会というか、市行政側との理解を深める状況、その会議になりますようお願いを申し上げますとともに、連携、協力をして教育関係予算の確保や政策等を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解と御協力を賜りますことをお願いを申し上げます、冒頭に当たりましてお願いの御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

片岡教育総務課長

ありがとうございました。

それでは、市長に議長を務めていただきまして、議事を進めていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

(議長：野村市長)

それでは、定めによりまして、進めてまいりたいと思っております。

皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

座らせていただいて進めさせていただきます。

それでは、議題の1番目になります。

栗東市総合教育会議の進め方について、まず、事務局説明をお願いします。

片岡教育総務課長

それでは、栗東市総合教育会議の進め方につきまして、説明をさせていただきます。

お手元には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律のA3のパフレットがあるかと思しますので、そちらも参考にしながら見ていただければよいかと思います。

総合教育会議の経緯について申し上げますと、教育委員会制度につきまして、教育の政治的中立性と継続性、安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みとして、教育委員会制度は大きな役割を果たしてきたところですが、この制度に対しては、責任の不明確さや危機管理能力などの問題に加え、いじめや体罰に起因する事案をきっかけに、制度の改革の議論等が進められ、政治的中立性、継続性、安定性をこれまでどおり確保される中で、首長との連携強化を図るため、平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、平成26年法律第76号が公布され、本年4月1日から施行されました。その中での主な改正点の概要ですけれども、教育行政の責任に対しての明確化ということが挙げられております。教育委員長と教育長を一本化した新しい責任者を置く。そして、教育長は、市長が議会同意を経て、直接任命または罷免を行うということになっております。教育長は、教育委員会を代表するとなっております。

教育長の任期は、新教育長につきましては3年となります。ただし、委員につきましては、従来どおり4年でございます。

教育委員から教育長に対し、教育委員会の会議の招集を求めることができるということがあります。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告するとなっております。

総合教育会議の設置及び大綱の制定ということで、市長は、総合教育会議を設けるとなっております。総合教育会議につきましては、市長が招集し、市長、教育委員会により構成されます。市長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定するとなっております。会議では、大綱の策定、教育条件の整備等、重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について、協議、調整を行うことがあります。このことを踏まえまして、本市では、市長と教育委員会により意思疎通を図り、連携して効果的な教育行政を推進する趣旨にのっとりまして、今般、総合教育会議を設置する要綱を定めさせていただきました。

この要綱につきましては、お手元の資料にあるのですけれども、元気創造政策課で定めておりますので、その内容につきましては、元気創造政策課か

ら説明をお願いしたいと思います。

國松元気創造政策課長

それでは、失礼いたします。

ただいまの栗東市総合教育会議設置要綱につきまして、私から御説明を申し上げます。

ご覧いただきまして、まず、第1条、趣旨でございますが、先ほど市長の御挨拶でもありましたとおり、市長と教育委員会が意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的な教育行政を推進していくため、設置するものであります。

第2条で、所管事務といたしまして、3つ掲げてございます。

今、教育委員会から説明がありましたとおり、大きく3つございますので、それを掲げております。

一つ目が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定でございます。

二つ目が、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき事項でございます。

三つ目が、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の、緊急の場合に講ずべき措置となっております。

一つ目、二つ目が、大きく毎年主にしていただきます内容で、三つ目が、緊急を要する場合のみという形になろうかと思っております。

第3条で、組織につきましては、市長及び教育委員会の委員をもって構成するということございまして、第4条で、会議については、市長が招集し、会議の議長となるとなっております。

第2項で、教育委員会は、その権限に属する事務に関しまして、協議する必要があると思慮される場合は、市長に対して会議の招集を求めることができるということで、教育委員会からも、招集を求めることが可能となっております。

第5条で、意見の聴取ということで、関係者または学識経験を有する者から、意見を聞くことができるとなっております。

第6条では、会議の公開でございます。会議は、個人情報等に関するもの以外は、公開することになります。

第7条で、議事録の作成及び公表については、会議終了後、議事録を作成いたしまして、ホームページで公表する予定となっております。

第8条については、調整結果の尊重ということで、構成員の事務の調整を行った事項についてはということで、教育委員側、市長側、それぞれ調整の

結果を尊重することになっております。庶務については、政策推進部元気創造政策課において、処理するとなっております。

附則ということで、この要綱は、本年5月15日から施行させていただきます。ただ、本来的にこの庶務については、本課で執行するものがありますが、内容等が教育に関するものということになりますので、補助的執行ということで、教育委員会事務局において資料作成、説明等をお願いするという形で、今後も進めていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

片岡教育総務課長

それでは、次に、会議の進め方でございますが、この要綱の第4条に、市長が教育委員会委員を招集することになっており、今年度につきましては、本日を含めまして、4回程度の開催を予定しております。内容といたしましては、A3のパンフレットに記載がありますように、予算の権限などがありますので、予算の編成方針が示される時期にあたる10月ごろに1回と、今年度の教育委員会の課題であります、給食センターの件があり、その進行状況にもよりますが1回と、そして2月ごろに来年度の予算の状況を見まして1回、都合4回程度の開催を予定しております。

開催につきましては、本日と同じく、定例の教育委員会に合わせて、開催をできればと考えております。ただし、緊急事案等の場合につきましては、別途招集をされる場合ということもありますので、それは市長から、あるいは教育委員会からは、要綱にありますとおり招集を求めることができますので、定例といたしましては、本日を含めまして、4回程度を考えております。

以上、今年度の総合教育会議の進め方について、説明をさせていただきました。

以上でございます。

(議長：野村市長)

ただいまの事務局からの説明について、御意見等お受けしたいと思っておりますが、会議日程が皆さんと合うかどうかというのは、今のところ断定はできませんので、今後事務方を通じて調整していくことで、お願いをしておきたいと思っております。

それでは、皆さんから御意見をお伺いしたいと思っておりますが。

森島委員長

今ずっと御説明いただきましたので、私からは特別にございません。

(議長：野村市長)

今、説明のありました方向で進めていくということで、皆さんよろしいで

しょうか。

異議なし

(議長：野村市長)

ありがとうございます。

それでは、2番目、栗東市教育大綱について提案内容をお願いしたいと思います。

片岡教育総務課長

それでは、市長から、栗東市教育大綱についての提案がございましたので、内容につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

この教育大綱につきましては、先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律にありまして、教育基本法の第17条に規定する、基本的な方針を参酌して定めるとありまして、その基本的な方針というのは何かといいますと、教育振興基本計画のことを指すとあります。

我が市におきましては、平成23年度に、平成24年度からの5年間を計画期間とする、教育振興基本計画を定めておりますので、その内容に沿った形ということで、市長から提案をいただきました。今の教育振興基本計画が、平成24年、平成25年、平成26年、平成27年、平成28年までの5年間の計画でございますので、この教育大綱につきましても、平成27年、平成28年の2年間とさせていただいております。

基本理念といたしまして、「心豊かにたくましく生き抜く人材の育成」を挙げさせていただいております。これにつきましては、市民自らが学習活動を通して、生涯にわたる生きがいと学ぶ力を育むことは、個人の能力の向上や自己実現だけにとどまらず、まちづくりや社会活動に還元されていくことが期待されています。また、そのことは地域での子どもたちへの支援や見守りのための大きな力でもあり、地域に開かれた学校づくりとあわせ、感謝の気持ちを持って、心豊かにたくましく生き抜く人材を育てることを目指しますということで、今年度、平成27年度から5年間の栗東市総合計画の後期計画の生涯学習と学校教育に関する分野から、抜粋をさせていただいております。

ページといたしましては、総合計画でいいますと、104ページの生涯学習のまちづくりと107ページの次代を担う子どもたちに生きる力を育むまちづくりを参考にさせていただいて、基本理念は、市長につくっていただきました。基本方針につきましては、一つ目は人権を尊重し、人が輝く人権教育の推進、二つ目は心豊かにたくましく生きる人を育てる教育の推進、そして、三つ目といたしまして、郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進を挙げさせていただいております。この3つにつきましては、教

育振興基本計画から抜粋させていただいております。

そして、四つ目ですけれども、良質な教育環境の創出ということで、新たにこの教育大綱のために設けていただいております。

市長部局では、やはり教育施設でありますとか、そういった教育環境の創出という部分が、大きな仕事になってくると思われます。

読ませていただきます。

未来を担う子どもたちの育成には、より良質な教育環境の創出が重要となります。子どもたちが「学び」「育まれ」そして、健やかな成長を遂げられるよう、時代に即した教育環境の実現を目指し、順次取り組みの推進に努めますということで、挙げさせていただいております。

栗東市教育大綱につきましては、教育振興基本計画は平成28年度まででございますので、今年度、平成27年度、平成28年度の計画といたしまして、以上のように案を、市長から御提出いただきました。

以上でございます。

(議長：野村市長)

今、大綱について説明がありました。ここで私がこだわったのは、生き抜くという部分と、生き抜く力、感謝という気持ちを持つということ。こうした人材をしっかりと育てなければいけないということ。それから、最後のところは、施設や施策で私自身が皆様方にお約束していることを、具体的にと思ったのですが、全体的に、今、後期の総合計画などを一緒にさせていただいているということ言えば、このような書き方にさせていただいたということ、御理解いただけたらと思っております。あと、この教育の計画を立てていただいていることと、しっかりと整合をさせていただきながら、前へ進めていけたらと思っております。

何か御意見、御質問ありましたら、お受けしたいと思います。

森本教育長

ありがとうございます。

今、市長から、提案いただきまして、大きな基本理念の中で生涯学習と学校教育をしっかりと抑えていただいておりますし、そういう部分では、具体的に取り組む内容については、教育方針の3つの重要な柱、教育振興基本計画の中にも挙げておりますので、このあたりを抑えていただいております。大変ありがたいと思っております。

四点目につきましても、教育環境の面で、大まかな概要を抑えていただいておりますが、細部についてはそれぞれ話もさせていただく機会があるかと思っておりますので、大綱の内容については原案の通りで結構です。ありがとうございました。

森島委員長

特別にはございません。今の御説明をお聞きして、実は、私、この総合計画の作成については、委員の一員として関わらせていただきまして、そのときにいろんな意見を述べさせていただきましたが、そのことを十分に反映していただいているということが、まず一つ大きいですし、そして、この大綱については、その総合計画に沿って作成していただき、また教育委員会が今までしてきた教育方針、その内容を十分に参酌し、作成していただいたということ、大変この大綱については、私も身の引き締まる思いで読ませていただきました。今までから市と教育委員会というのは、一体的に進めてきていただいておりますので、この大綱によって、そのことが一層また緊密な関係で、連携を持っていただけると思っています。私はこれで十分です。また、今後ともよろしくお願いたしたいと思っております。

(議長：野村市長)

ありがとうございます。

皆様方の御理解をいただき、また、一緒にともに共同で進めていかなければならない大きい課題だということを、改めて認識もさせていただいております。どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げたいと思ひまして、基本的に本案に対する異論もないようでございますので、本案を本市の教育大綱案として御了承いただいたものと判断させていただいてよろしいでしょうか。

異議なし

(議長：野村市長)

ありがとうございます。

それでは、その他に入りたいと思ひますが、事務局から、その他ございませんでしょうか。

片岡教育総務課長

それでは、次回の会議の開催の件でございますが、先ほども申しましたとおり、次回の会議開催につきましては、また、調整のうえ連絡をさせていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

(議長：野村市長)

これから、日程の調整をさせていただいて、報告するという事。それと教育長と副市長とはいつも朝、週に3回は他用がない限りは、情報交換をさせていただいておりますので、十分いろんなこと、思いも含めて、また、いただければと思ひます。

教育委員の皆様方から、その他、何かございますでしょうか。

特になし

片岡教育総務課長

教育大綱はもうこれで定めていただいたということで、それで結構です。

(議長：野村市長)

皆様方の御協力によりまして、進行がスムーズに進めさせていただくことができました。これからもしっかり教育委員会、皆様方と一緒に、しっかりと子どもたちの教育という部分に目を向けていけるように、努力していきたいと思っておりますので、しっかりとそうしたことをお約束を申し上げ、進行を事務局に返させていただきたいと思っております。

御協力ありがとうございました。

片岡教育総務課長

どうもありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第1回の栗東市総合教育会議を閉会させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

閉会宣言 16時26分